

入札心得書

(総則)

第1条 北海道有財産の売払いに伴う期間入札（あらかじめ定められた期間内に入札書を郵便等による送付又は直接提出する方法により行う一般競争入札）に当たっては、道有財産の売払公告、入札心得書及び契約書案の記載事項を承知してください。

(入札手続書類)

第2条 入札手続に必要な書類（「入札書参加申込書」、「入札書」、「入札保証金提出書」）は、北海道教育庁総務政策局施設課の窓口で配布するとともに北海道のホームページからもダウンロードが可能です。

<https://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gst/a0008/b0001/>

2 郵送を希望される方は、住所、氏名、連絡先、希望される物件の売却区分番号を記入の上、北海道教育庁総務政策局施設課あて郵送又はファクシミリ送信（011-232-1060）してください。

(入札参加申込)

第3条 入札参加希望者は、売払公告で指定した場所に、指定した期限までに、所定の入札参加申込書を郵便等による送付、直接提出又は電子メールにより提出してください。

2 前項の入札参加申込書には、次の書類を添付願います。

なお、当該書類については、入札執行日前40日以内に発行されたものに限るものとし、写しの提出も認めるものとします。

(1) 入札参加希望者が法人である場合は、法務局又は地方法務局等が商業登記法（昭和38年法律第125号）により発行した「登記事項証明書」。ただし、外国会社などで日本で登記を行っていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書（外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。）。

(2) 入札参加希望者が個人である場合は、市区町村長が発行した「住民票の写し」、本籍地の市区町村長が発行した「身分証明書」及び法務局又は地方法務局が発行した「登記されていないことの証明書」。ただし、日本国籍を有しない者については、「住民票の写し」又はこれに相当する証明書（外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。）、「登記されていないことの証明書」及び別記第16号様式の「誓約書」

(3) 入札参加申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）については、押印の省略を可能とし、電子メールによる提出も可能とします。なお、申込書等の取扱いは、次のとおりとします。

ア 押印を省略する場合、当該申込書等には、現状の申込者等の記載事項に加え、担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。

イ 内容等を確認するため、申込書等に記載されている担当者に対して電話等により確認を行うことがあります。

ウ 電子メールにより申込書等の提出をする場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

(入札保証金等)

第4条 入札参加者は、所定の期日までに、次のいずれかの方法により見積もった入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付しなければなりません。

(1) 道の所定の納付書により、指定する金融機関での払込みによる納付

(2) 現金による納付

(3) 入札執行地所在の銀行の振出小切手による納付。

（(1)、(2)、(3)により納付した場合で、追加の入札保証金がある場合も受け付けます。）

(4) 入札保証金の納付を行った場合は、入札保証金提出書（期間入札実施要領別記第8号様式）に領収証書の写し（納付書等に領収印を押印したもの）を添付し、入札書に添えて提出してください。

(入札)

第5条 入札参加者は所定の書式（期間入札実施要領別記第7号様式）による入札書を作成し、配達証明郵便による送付又は持参の方法により、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 入札書には、住所、氏名を記載の上押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入してください。

3 入札書は封書の上、その封筒に自己の氏名、「道有財産の売払いに係る期間入札書」という表題及び「物件番号」を朱書きで記入してください。

(代理)

第6条 入札参加者は、代理人により入札に参加することができます。この場合、入札書の提出前に、委任状を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札参加申込書を提出していない者のした入札
- (5) 所定の入札保証金の納付をしない者のした入札
- (6) 1人の入札者又はその代理人が同一事項について2件以上の入札をしたときの入札
- (7) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (9) 電報によってした入札
- (10) 無権代理人がした入札
- (11) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (12) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (13) 次のいずれかの要件に該当するものとして北海道警察本部(以下「道警本部」という。)から排除要請を受けた者のした入札(入札参加申込書の提出後、道警本部に対し、確認を行うことがあります。)
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ウ 入札に付する道有財産を、落札後、暴力団の事務所その他これに類するもの(公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの)の用に供しようとするもの
 - エ 次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 法人の法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしているもの
 - (ウ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
 - オ 上記アからエまでに該当するものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第9条 開札は、公告又は通知した場所、時間に入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に係りのない職員を開札に立ち合わせて行います。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札に係りのない職員にくじを引かせます。

3 落札者となるべき入札者について、第8条に規定する排除要請があるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することとします。当該落札候補者に対し排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定しますが、排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、予定価格以上で入札した他の者(道

警本部から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

(入札保証金等の返還)

第11条 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結(契約保証金納付)後に、落札者以外の者に対しては、入札保証金提出書に記載された振込先金融機関の口座に振込む方法により還付します。

2 落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間は、入札保証金の返還を留保します。

3 落札者がいない場合は、入札保証金はすべて返還します。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。

(1) 契約の締結を書面で行う場合には契約担当者の作成した契約書案に記名押印の上、契約担当者に提出しなければなりません。

(2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には契約担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第13条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、道に帰属します。

(契約保証金等)

第14条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を第4条の規定に準じ納付しなければなりません。

(入札保証金等の充当)

第15条 落札者は、当該入札に係る入札保証金の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(売買代金の納付)

第16条 落札者は契約締結後、道が指定する期日までに第4条の規定に準じ納付しなければなりません。

(契約保証金等の帰属)

第17条 契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属します。

(入札の取りやめ等)

第18条 契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取りやめることがあります。

(入札執行の公開)

第19条 入札の執行は公開により行います。